

東京都福祉人材確保対策推進協議会設置要綱

5 福祉企企第 418 号
令和 6 年 3 月 28 日

(目的)

第 1 条 東京都、区市町村、国、福祉事業者、関係団体等との連携・協力の下、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げるとともに、福祉人材の魅力を発信するムーブメントを創出することを目的として、東京都福祉人材確保対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(取組内容)

第 2 条 推進協議会の取組内容は、以下に掲げる内容とする。

- (1) 福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策について検討する会議（東京都福祉人材確保対策運営協議会（以下「運営協議会」という。）及び専門部会（以下「専門部会」という。）の実施
- (2) 福祉人材の魅力発信に関する取組等の実施
- (3) その他、福祉人材の確保・育成・定着に向けて必要な取組

(構成)

第 3 条 推進協議会は、別表に定める機関及び団体をもって構成する。

2 第 1 条の目的に賛同する機関又は団体を推進協議会に参画させることができる。

(会長)

第 4 条 推進協議会には、会長として福祉局長を充てる。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の種別)

第 6 条 推進協議会には、運営協議会を設置する。

2 運営協議会は、推進協議会の運営に関する事項のほか、福祉人材確保対策の方向性を協議する。
3 運営協議会には、専門部会を設置することができる。
4 専門部会は、福祉人材確保対策の実施に向けた具体的な検討を行うとともに、意見交換や情報交換を行う。

(運営協議会の構成)

第7条 運営協議会は、別表に定める機関及び団体の推薦する者をもって構成する。

(専門部会の構成)

第8条 専門部会は、福祉局長が委嘱する部会員で構成する。

(運営協議会の委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に、委嘱の日が属する年度の次の年度が終了したときには、任期は終了する。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会及び専門部会の開催)

第10条 運営協議会は原則として毎年度1回以上開催する。

2 専門部会は必要に応じて複数回開催することができる。

3 会議は福祉局長が招集する。

4 福祉局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴取できる。

(会議の取扱い)

第11条 会議及び会議録等は原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

2 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

(庶務)

第12条 推進協議会の庶務は、東京都福祉局企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則（6 福祉企企第590号）

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

東京都福祉人材確保対策推進協議会 構成機関・団体

区分	名称
事業者団体等	一般社団法人 シルバーサービス振興会
	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会(関係業種別部会等)
	一般社団法人 東京都老人保健施設協会
	一般社団法人 『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会
職能団体	公益社団法人 東京社会福祉士会
	一般社団法人 東京精神保健福祉士協会
	公益社団法人 東京都介護福祉士会
	日本ホームヘルパー協会東京都支部
養成施設団体	一般社団法人 全国保育士養成協議会
	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 関東信越ブロック協議会 東京部会
	一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
関係団体	公益財団法人 介護労働安定センター東京支部
	公益財団法人 東京しごと財団
	東京都シルバー人材センター連合 (公益財団法人 東京しごと財団)
	東京都福祉人材センター
	公益財団法人 東京都福祉保健財団
	東京ボランティア・市民活動センター
行政	特別区福祉主管部長会
	東京都市福祉保健主管部長会
	東京都町村会
	東京労働局職業安定部
	東京都(福祉局・産業労働局・生活文化局・教育庁)

※団体名は区分ごと五十音順